

共済ながさき



もくじ

平成17年度決算あらまし	2
「共済ながさき」へのご意見、ご要望などお待ちしております	9
平成18年10月から組合員証等がカードになります	10
被用者年金制度の一元化に決議文 地方公務員共済組合制度の特性に配慮を	11
平成18年度退職準備セミナーのお知らせ	12
保健課からのお知らせ	13
健康だより	15
福祉課からのお知らせ	16
共済貯金の状況について	17
共済ながさき見聞録	18

= 島原城からの夏便り =

島原城は元和4年（1618年）から松倉豊後守重政が、当時森岳と呼ばれた高地を城のかたちに切り取って石垣を積み、堀を掘って7年の歳月を費やして築いたものです。8月中旬は蓮の花が見頃です。

（写真・ことばとも島原市役所提供）

平成17年度決算のあらまし

去る6月30日第139回共済組合組合会が開催され、平成17年度の決算が承認されましたのでその概要についてお知らせいたします。

組合の現況

所属所数
12市10町22組合 計44所属所

組合員数
13,088人(うち任意継続組合員518人)

被扶養者数
20,048人(組合員1人当たり1.532人)

平均給料月額(掛金・負担金の基礎となった給料)

短期経理	337,136円
長期経理	336,023円



1 短期経理

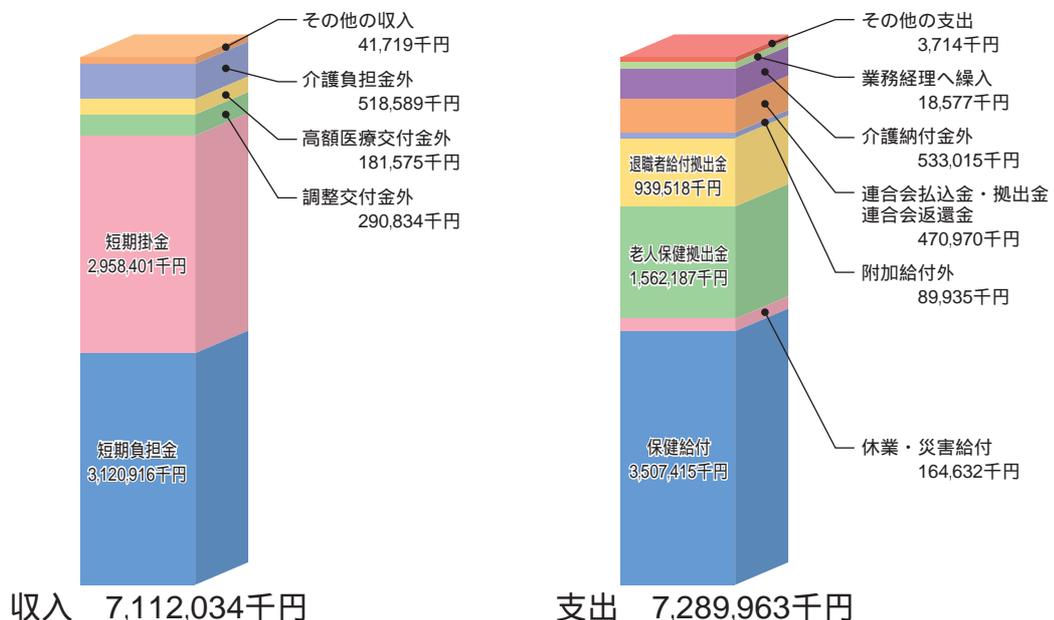
～組合員1人当たり医療給付費252,574円となる～

主として、組合員と家族の病気やケガ及び出産などに要した費用に係る給付を行う経理です。

収支の状況

短期掛金・短期負担金及び全国市町村職員共済組合連合会からの財政調整交付金等による収入総額 7,112,034千円に対し、支出総額は医療費等の保健給付費 3,507,415千円及び老人保健拠出金 1,562,187千円等 7,289,963千円となり、その結果、当期短期損失金として 163,480千円が生じましたが、前年度より繰り越した欠損金補てん積立金 158,579千円から、市町の編入合併における他組合への転出に伴う資産の承継による本年度増加分1,046千円及び減少分1,841千円を加減算した残りの157,784千円を取り崩して補てんし、翌年度へ繰り越す短期繰越欠損金は、5,696千円となりました。

また、当期介護損失金として、14,449千円を生じましたが、前年度より繰り越した介護積立金183千円を取り崩して補てんし、翌年度へ繰り越す介護繰越欠損金は14,266千円となりました。



医療給付の状況

(単位：件・千円)

区 分	件 数			金 額			
	平成16年度	平成17年度	比較増 減	平成16年度	平成17年度	比較増 減	
本 人	入 院	1,675	1,633	42	381,866	361,099	20,767
	外 来	79,782	78,641	1,141	578,925	573,182	5,743
	歯 科	19,205	18,446	759	196,214	176,641	19,573
	その他の給付	0	0	0	220,809	236,587	15,778
	計	100,662	98,720	1,942	1,377,814	1,347,509	30,305
家 族	入 院	2,613	2,536	77	562,097	528,706	33,391
	外 来	111,250	113,297	2,047	760,582	766,268	5,686
	歯 科	24,614	23,489	1,125	207,536	190,128	17,408
	その他の給付	2	1	1	274,402	297,792	23,390
	計	138,479	139,323	844	1,804,617	1,782,894	21,723
高額療養の給付 高額療養費	(2,499)	(2,373)	(381)	230,655	218,974	11,681	
合 計	(2,499) 239,141	(2,373) 238,043	(381) 1,098	3,413,086	3,349,377	63,709	

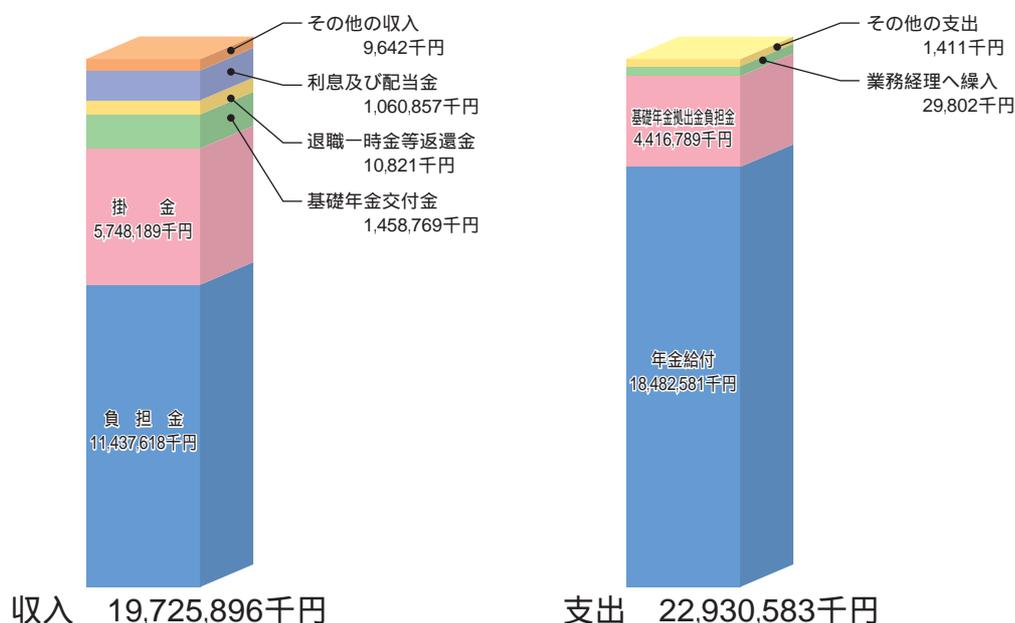
(注) その他の給付は、入院時食事療養の給付、薬剤支給、訪問看護療養の給付、移送費等の給付で、件数は移送費のみを示す。

2 .長期経理

～ 年金成熟度53.95%・年金受給者11,062人となる～

退職後の年金を主として支給する経理で、年金受給者も年々増加し、11,062人(前年度10,894人)、年金支給総額は18,482,581千円(前年度18,301,051千円)となり、前年度に比べ1%弱の伸びになりました。

また、将来の年金原資である長期給付積立金は59,410,132千円となり、年金成熟度は53.95%、資金の平均運用利回りは1.75%となりました。



年金給付の状況

(単位：人・千円)

区 分		年 金 受 給 者 数			金 額		
		平成16年度末	平成17年度末	比較増 減	平成16年度	平成17年度	比較増 減
新 法 年 金	退職共済年金	5,770	5,991	221	9,737,348	10,105,285	367,937
	障害共済年金	139	146	7	80,797	81,322	525
	遺族共済年金	2,273	2,340	67	3,040,013	3,210,963	170,950
	小 計	8,182	8,477	295	12,858,158	13,397,570	539,412
旧 共 済 法 年 金	退 職 年 金	1,555	1,463	92	4,083,349	3,779,761	303,588
	障 害 年 金	62	61	1	113,150	107,806	5,344
	遺 族 年 金	696	683	13	809,151	787,120	22,031
	その他の年金	352	334	18	397,393	371,762	25,631
	小 計	2,665	2,541	124	5,403,043	5,046,449	356,594
そ の 他 の 年 金	退 職 年 金	2	2	0	3,106	2,445	661
	障 害 年 金	0	0	0	0	0	0
	遺 族 年 金	35	30	5	34,644	31,557	3,087
	その他の年金	10	12	2	2,100	4,560	2,460
	小 計	47	44	3	39,850	38,562	1,288
合 計		10,894	11,062	168	18,301,051	18,482,581	181,530

3 業務経理

短期給付及び長期経理等の共済組合の法定事業を推進していくために必要な人件費、事務費、その他の経費を支弁する経理で、その資金は地方公共団体からの事務費負担金、短期経理及び長期経理からの繰入金により賅っております。

事務費負担金等の組合員 1 人当たりの額及び収入額

(単位：円)

区 分	1人当たりの額	収 入 額
地方公共団体負担金	7,830	100,252,310
短期経理より繰入	1,440	18,577,440
長期経理より繰入	2,310	29,801,310
合 計	11,580	148,631,060

収 支 の 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
事務費負担金	100,252	職 員 給 与	81,806
利息及び配当金	96	旅 費	5,965
短期経理より繰入	18,577	事 務 費	6,973
長期経理より繰入	29,802	賃 借 料	7,079
その他の収入	22	負 担 金	13,311
		そ の 他 の 費 用	18,611
		当 期 利 益 金	15,004
合 計	148,749	合 計	148,749

上記の当期利益金 15,004千円は前年度より繰り越した積立金 307,487千円から、市町の編入合併における他組合への転出に伴う資産の承継による本年度減少分13,124千円を減算した残りの294,363千円とあわせ、翌年度へ繰り越す積立金は 309,367千円となりました。

4 保健経理

～健康管理は疾病予防から、すすんで検診を受けましょう～

組合員及びその家族の健康の保持増進、疾病予防、元気回復及び短期給付の医療費増高抑制対策事業等を推進する経理です。

収 支 の 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
負 担 金	127,313	職 員 給 与	21,762
掛 金	127,239	厚 生 費	170,535
保 険 手 数 料	14,256	旅 費	1,121
連 合 会 交 付 金	5,781	事 務 費	3,181
補 助 金	1,933	委 託 費	7,469
そ の 他 の 収 入	615	賃 借 料	2,877
		負 担 金	3,536
		そ の 他 の 費 用	1,774
		当 期 利 益 金	64,882
合 計	277,137	合 計	277,137

上記の当期利益金64,882千円は、前年度より繰り越した積立金473,259千円とあわせ、翌年度へ繰り越す積立金は538,141千円となりました。

保 健 事 業 の 概 要

(単位：千円)

事 業 の 種 類	事 業 計 画 額	決 算 額	概 要
短期人間ドック助成金	70,965	68,639	1,660人(組合員1,582人・被扶養配偶者78人)
日帰りドック助成金	27,075	26,384	925人(組合員818人・被扶養配偶者107人)
脳ドック助成金	10,302	9,266	310人(組合員300人・被扶養配偶者10人)
風邪予防対策費	6,238	6,238	全組合員
組合員健康対策費	37,306	37,305	家庭常備薬品等配付、健康対策費助成
生活習慣改善事業	6,404	6,198	生活習慣改善研修会・歯の健康づくり支援事業等
指定宿泊施設利用助成金	6,200	5,823	3,023人
図書広報関係費	168	168	共済ながさき特集号
医療費増高対策費	7,762	7,437	医療費分析資料、レセプト審査・縦覧点検業務等
その他の費用	3,057	3,077	大腸癌・肺癌・子宮癌検診助成等
合 計	175,477	170,535	

5 宿泊経理

自治会館の維持管理をする経理です。

収 支 の 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
施設収入	15,257	委託費	7,303
その他の収入	130	委託管理費	1,964
当期損失金	7,298	光熱水料	3,843
		修繕費	981
		その他の費用	8,594
合 計	22,685	合 計	22,685

当期損失金として7,298千円生じましたが、前年度より繰り越した積立金303,692千円を取り崩して補てんし、翌年度へ繰り越す積立金は296,394千円となりました。

6 貯金経理

～貯金加入率42.83%・1人当たり貯金額1,873千円となる～

共済積立貯金は、組合員の皆様の資産の保全、生活の安定に寄与するため、給与天引きによりお預かりした大切なお金を安全かつ有利に運用し、運用益の還元に努めております。

収 支 の 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
利息及び配当金	102,109	職員給与	7,233
その他の収入	8,856	事務費	2,853
		賃借料	1,966
		負担金	1,185
		支払利息	39,915
		その他の費用	1,320
		当期利益金	56,493
合 計	110,965	合 計	110,965

上記の当期利益金56,493千円は、前年度より繰り越した欠損金補てん積立金271,744千円とあわせ、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は328,237千円となりました。

7 貸付経理

～ 資金調達は、気軽に共済貸付を利用しましょう～

組合員の住宅資金を中心に、教育、災害、その他臨時に資金を必要とする場合に貸し付ける事業です。

収 支 の 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
組合員貸付金利息	380,980	職 員 給 与	18,251
連 合 会 交 付 金	60,839	旅 費	1,414
そ の 他 の 収 入	5	事 務 費	3,422
		負 担 金	3,207
		支 払 利 息	323,787
		連 合 会 払 込 金	18,990
		貸 付 債 権 保 全 金	52,959
		そ の 他 の 費 用	4,518
		当 期 利 益 金	15,276
合 計	441,824	合 計	441,824

上記の当期利益金15,276千円は、前年度より繰り越した欠損金補てん積立金495,797千円から、市町の編入合併における他組合への転出に伴う資産の承継による本年度減少分22,050千円を減算した残りの473,747千円とあわせ、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は489,023千円となりました。

貸 付 の 状 況

(単位：%、千円、月、件)

貸 付 種 別	特例利率	最高限度額	償還期間	件 数	金 額	割 合	
普 通 貸 付	2.26	2,000	120	2,934	2,509,290	15.66	
住 宅 貸 付	2.26	18,000	360	2,898	12,517,689	78.11	
災 害 貸 付	新 規	1.88	18,000	360	13	50,774	0.32
	再 貸 付	1.88	19,000	360	4	6,233	0.04
特 別 貸 付	医 療	2.26	1,000	90	2	490	0.01
	入 学	2.26	2,000	120	353	367,692	2.29
	修 学	2.26	月 70	150	295	302,238	1.88
	結 婚	2.26	2,000	120	81	59,412	0.37
	葬 祭	2.26	2,000	120	5	4,892	0.03
在 宅 介 護 住 宅 貸 付	2.00	3,000	330	85	206,463	1.29	
高 額 医 療 貸 付	無利息	高額療養費 相当額	高額療養費 支給時に控除	0	0	-	
出 産 貸 付	無利息	出産費・家族 出産費相当額	出産費・家族 出産費支給時に控除	0	0	-	
合 計	-	-	-	6,670	16,025,173	100.00	

平成18年10月から組合員証等が カードになります!!



現在使用の組合員証は、世帯ごとに1枚を原則に紙様式で交付していましたが、10月からはカード様式となり、組合員には「組合員証」、被扶養者には「組合員被扶養者証」を各自に1枚ずつプラスチック製のクレジットカードサイズで交付します。(船員組合員、高齢受給者についても同様)

「特定疾病療養受療証」については、現在使用しているとおり紙様式です。

被扶養者である家族が別居している場合、遠隔地被扶養者証の交付申請の手続きが必要でしたが、10月からその必要がなくなります。

資格取得年月日については、組合員証の記号番号になった日を印字しています。

なお、組合員期間は別管理していますので、年金裁定等の際の組合員期間算出には影響ありません。

〇〇〇〇〇〇職員共済組合	本人	平成18年10月1日交付
組 合 員 証	(組合員)	
記号 1 2 3 4 5 6	番号 1 2 3 4 5 6 7 8	
氏 名	共 済 太 郎	性別 男
生 年 月 日	昭和30年12月31日	
● 資格取得年月日	昭和52年4月1日	
発行機関所在地	千代田区二番町二番地	
保 険 者 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8	<input checked="" type="checkbox"/>
名 称	〇〇〇〇〇〇職員共済組合	発行番号 1 2 3 4 5 6 7

住所については、印字されませんので住所欄に自筆して保管してください。

ただし、共済組合では、組合員及び被扶養配偶者の住所を把握する必要がありますので住所を変更された方は、今までどおり「住所変更届書」を提出してください。

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に自筆して大切に保管してください。
2. 保険診療を受けようとするときは、この証を必ず保険医療機関等の窓口で渡してください。
3. 組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は氏名が変更になったときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

住所

備考

10月1日以降、医療機関にかかる場合はカード化された組合員証等を使用してください。また、記号番号が変わっている方については、必ず医療機関の窓口はその旨報告願います。

現在使用の紙様式の組合員証等は9月30日まで使用できますが、10月1日以降は使用できませんのですべて回収することになります。共済事務担当者の方にお渡しいただき、ご自分で破棄されないようお願いします。

新しい組合員証等を受け取られた際は、記載されている内容に誤りが無いか確認をしてください。

組合員証等には、氏名や生年月日、住所（各自が記入）が記載されているため、万一紛失した場合は、悪用される恐れがありますので十分気をつけて管理・保管してください。

被用者年金制度一元化に決議文 地方公務員共済組合制度の特性に配慮を

平成 18 年 4 月 28 日に閣議決定された「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」を受けて、今後の被用者年金制度の一元化の具体的検討については、共済制度の堅持および共済組織を守ること等を要望した決議文を、全国の各市町村職員共済組合の組合会において議決し、総務大臣および全国市町村職員共済組合連合会理事長あてに送付しましたので、当県の決議文を掲載してお知らせします。

被用者年金制度の一元化に係る要望についての決議

公的年金制度の一元化については、公的年金制度全体に対する国民の信頼性や年金制度の安定性、公平性を確保することを基本として、基礎年金制度の導入や国家公務員共済と地方公務員共済の財政単位の一元化など数次にわたり、実施されてきたところではありますが、本年 4 月 28 日に「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が閣議決定されたところでもあります。

地方公務員共済制度は、労働基本権などが制約されている公務員制度のもとで、公務を適正かつ円滑に進める観点から、労使で協議しながら年金のみならず医療・福祉を一体として総合的に運営してきたものであり、組織もまた、これら 3 事業を一体として運営することで効率的なものとして構成されています。

については、被用者年金制度の一元化の具体案の作成に当たっては、こうした地方公務員共済制度の特性に配慮し、下記の意見を踏まえて、ご検討をしていただくよう強く要望します。

記

1. 被用者年金制度の一元化の具体的検討に当たっては、関係者の意見を十分に聴取し、その理解と納得が得られるものとなるようにすべきである。
2. 公的年金としての職域部分の廃止に伴う公務員制度としての新たな仕組みの構築については、諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金に関する実態調査を踏まえ、関係者の意見も反映させて、制度設計を行うべきである。
3. 積立金の運用主体の在り方については、資金規模やその市場への影響を勘案すると、地方公務員共済組合が主体的に管理・運用を引き続き行うべきである。
4. 地方公務員共済組合は、公務員制度の一環としての総合的社会保険制度を運営するうえで効率的な組織として構成されているので、事務組織等の取扱いについては、無駄のない効率的なものとする観点から引き続き総合的な運営の確保が図られるようにすべきである。

以上、決議する。

平成 18 年 6 月 30 日

長崎県市町村職員共済組合
第 139 回 組 合 会

平成 18 年度退職準備セミナーのお知らせ

平成 19 年度中に 60 歳に到達される組合員を中心に、今年度 60 歳到達の組合員、退職 5 年前程度の組合員を対象に、共済年金制度概要、年金請求手続き、退職後の医療保険制度、退職手当金等についての説明及び個人相談会を開催しています。

今年も 7 月 21 日・26 日に開催したところ、参加者数 90 名と多くの組合員の方々にご参加いただき、おかげさまでご好評のうちに終了いたしました。8 月も 3 ヶ所で開催しているところです。9 月以降も下表の通り予定しており、申し込みをされていない方でも開催場所によってはまだ参加できますので、ご希望の方は所属所の共済担当者へお申し込み下さい。参加される方には年金額試算書をお渡しいたしますので、将来の生活設計にお役立ていただきたいと思います。

開 催 日	開 催 場 所		
9月13日(水)	対馬市	豊玉文化会館	大集会室
9月14日(木)	壱岐市	壱岐文化ホール	2階 大会議室
10月20日(金)	佐世保市	佐世保市役所	13階 会議室
10月24日(火)	西海市	大瀬戸コミュニティセンター	2階 会議室
10月31日(火)	平戸市	離島開発総合センター	1階 大ホール
11月15日(水)	五島市	五島市役所	3階 大会議室
11月16日(木)	新上五島町	新上五島町役場	3階 G会議室
11月21日(火)	雲仙市	ふるさと会館	2階 研修 1

参加者が多数の場合には、お断りさせていただく場合もございます。

保 健 課 か ら の お 知 ら せ

雲仙市で健康ウォークを開催しました

ウォーキングによる健康の保持増進、体力づくり及び心のリフレッシュを目的に、去る7月15日(土)雲仙市国見町の百花台公園において開催しました。

当日は梅雨の合間の晴天に恵まれ、ご家族連れや仲間同士で40名が参加されました。午前10時に百花台公園を出発し、2時間程度かけて歩きました。

自然あふれる約8 kmのコースの序盤は少し坂道があり、暑さも伴って参加された皆さんは若干疲れ気味でしたが、中盤からは緩やかな下りの道になり、森林浴やクイズを楽しみながら歩かれていました。小さなお子様も参加されていましたが、最後まで全員がゴールされました。



指定宿泊施設を追加しました

組員及び被扶養者が保健・保養を目的に組合が契約した宿泊施設を利用した際に1人1泊2,000円(小学生以下1,000円)の助成を行っています。

平成18年8月1日から次の施設と契約しましたので、ぜひご利用ください。

みずほすこやかランド ふれあい会館

雲仙市瑞穂町西郷辛621-8

TEL 0957-77-4111

健康づくり講座 健康づくりに関する講演会を開催しませんか？

所属所等からの依頼に基づき、健康づくりに関する講演会等へ講師を派遣する「健康づくり講座」を実施しています。（講師に係る費用は共済組合が負担します。）

ご希望の際は保健課までご連絡ください。（TEL 095 - 827 - 3137）

講演可能な内容は次のとおりです。（講演内容は可能な限りご要望にお応えします。）

項 目	講 演 内 容 （例）
栄養・食生活	<ul style="list-style-type: none"> ・健康を守る食生活 ・疾患別食事のポイント（高血圧・高脂血症・痛風・糖尿病）
身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの中の運動（肩こり・腰痛予防エクササイズ・簡単ストレッチ・ウォーキング等） ・運動のポイント ・エアロビクス
休養・こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のコミュニケーション ・コーチングスキル（コミュニケーション力を高めるスキル） ・メンタルヘルスについて
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙について ・分煙について ・たばこの害を知る
アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ・肝臓のはなし ・肝機能について（健診データの見方） ・上手なお酒の付き合い方
歯の健康	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病について ・ブラッシング体験 ・お口の健康づくり
糖尿病	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病について （糖尿病に関する正しい知識と健診データの見方について等）
循環器病	<ul style="list-style-type: none"> ・循環器病について （循環器病に関する正しい知識と健診データの見方について等）
がん	<ul style="list-style-type: none"> ・がんの病態、治療について ・近年の動向



健康 **+** letter
healths **to** だより



- ・熱中症に注意!!
- ・人間ドックや健診の検査項目について

熱中症に注意!!

熱中症の主な症状としては、日射病や熱射病、熱けいれんなどがあり、日射病と熱射病では、症状や対処法に違いがあります。

	日 射 病	熱 射 病
症 状	脳貧血などのショック症状や冷汗をかき、手足は冷たく、脈は速くて弱く、意識はもうろうとなる。	著しい体温上昇（39度～40度）、意識障害、けいれん、嘔吐、肝障害。
対処法	涼しい木陰などで仰向けに寝かせ、衣服をゆるめ、下肢を高くして頭にいく血液を多くする。水（スポーツドリンクなど）を少しずつ飲ませる。	風通しの良い木陰などで寝かせ、衣服をゆるめ、濡れタオルで首筋やわきの下を冷やしたり、風を送るなどして体温を下げる。スポーツドリンクを少しずつ飲ませる。
予防策	後頭部と首に直射日光が当たらないように帽子をかぶる。	高温多湿の場所に長時間いないようにする

熱中症の予防としては、涼しい服装をする、定期的に水分補給をする、炎天下に長時間いないといったことです。

人間ドックや健診の検査項目について

健康診断や人間ドックを受けた際、検査結果を受け取りますが、その検査内容についてはご存知でしょうか？そこで、主な検査の内容についてお知らせします。今回は循環系機能を調べる検査についてです。

総 コ レ ス テ ロ ー ル	コレステロールは細胞膜の構成に欠かせないものですが、多すぎると動脈硬化の原因となります。
L D L コ レ ス テ ロ ー ル	悪玉コレステロールとも呼ばれ、多いと動脈硬化の直接の原因となります。
H D L コ レ ス テ ロ ー ル	善玉コレステロールとも呼ばれ、血液中の余分なコレステロールを肝臓に運ぶ働きをします。低ければ動脈硬化や糖尿病や高脂血症などが疑われます。
中 性 脂 肪 (トリグリセリド、TG)	大切なエネルギー源ですが、余分なものは、内臓脂肪や皮下脂肪として蓄えられます。当然多くなりすぎると、肥満や脂肪肝などの原因になります。

福 祉 課 か ら の お 知 ら せ

住宅貸付の申込みから抵当権の登記、貸付完了までの一連の流れについて

住宅貸付の申込みは、前号にてお知らせしました共済組合で定める書類及び抵当権設定に係る書類を提出していただきます。

今回は、抵当権に関する申込時の提出書類から貸付完了までの一連の流れについてお知らせします。

【貸付申込時の提出書類（組合員 共済組合）】

- ・ 抵当権設定契約証書
- ・ 委任状
- ・ 抵当権設定特例申請書（抵当権の順位が第2位以下の場合）
- ・ 住宅建築に関する地主の承諾書（借地の場合）
地主が抵当権設定に承諾した場合は不要
- ・ 抵当権設定誓約書（敷地購入の場合）

【貸付金交付後の交付書類（共済組合 組合員）】

- ・ 抵当権設定契約証書
- ・ 委任状
- ・ 理事長の資格証明書

【抵当権設定完了時の提出書類（組合員 共済組合）】

- ・ 完了報告書
- ・ 抵当権設定契約証書（登記済証）
- ・ 登記簿謄本
- ・ 住民票

【貸付金完済後の交付書類（共済組合 組合員）】

- ・ 借用証書
- ・ 抵当権設定契約証書（登記済証）
- ・ 弁済証書
- ・ 委任状（抵当権抹消登記用）
- ・ 理事長の資格証明書

抵当権設定契約証書については、それぞれの事由で異なりますので、所属所の共済組合担当者にお尋ねください。

共済貯金の状況について

共済組合は、貯金事業の健全な発展のため、あらゆる角度からの情報収集等に努め、最大限の努力をしていますが、最終的には、共済貯金は経済情勢等を勘案し、組合員ご自身が判断してご利用いただくようお願いいたします。

現在の状況についてお知らせします。

貯金經理の資産構成

(平成18年3月31日現在)

種 別	金 額	預 入 金 融 機 関 等
普通預金	4,156,760 円	十八銀行・親和銀行・中央三井信託銀行
定期預金	355,000,000 円	十八銀行・中央三井信託銀行
金銭信託	4,023,000,000 円	中央三井信託銀行
投資有価証券	6,052,538,500 円	国債・地方債・政府関係機関債・社債
そ の 他	10,171,509 円	預金及び投資有価証券等未収利息外
合 計	10,444,866,769 円	

積立貯金の状況

区 分	平成16年度	平成17年度	比較増減
貯 金 額	9,864,272,235 円	10,084,586,730 円	220,314,495 円
貯 金 者 数	5,602 人	5,384 人	218 人
1人当たり貯金額	1,760,848 円	1,873,066 円	112,218 円
組合員加入率	42.92%	42.83%	0.09%
支払利率(半年複利)	0.40%	0.40%	-

《積立貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール》

送金年月	払 戻		解 約	
	締 切 日	送 金 日	締 切 日	送 金 日
平成18年9月送金	8月31日	9月15日	9月5日	9月29日
	9月15日	9月29日		
平成18年10月送金	9月29日	10月13日	10月5日	10月31日
	10月13日	10月31日		
平成18年11月送金	10月31日	11月15日	11月2日	11月30日
	11月15日	11月30日		

締切日までに、共済組合へ**必着**するよう手続きしてください。締切日を過ぎますと送金できませんのでご注意ください。

加入してから1年未満の方は払戻はできませんのでご注意ください。

～ 共済ながさき見聞録(島原市)～



有明海にひらく 湧水あふれる火山と 歴史の田園都市 島原

▲ 平成新山とトロッコ列車 上から順にフラワー公園・舞岳山荘・舞岳源水・武家屋敷・鯉の泳ぐまち ▶

島原市は平成18年1月1日、隣町の有明町と合併し、人口約5万1千人、面積約82平方km²の新「島原市」としてスタートしました。

本市は、歴史的には松平七万石の城下町として、島原半島の政治・経済・文化の中心的役割を担ってまいりました。

また、全国名水百選や水の郷百選にも選定され、まちの至るところに湧き水があり、「鯉の泳ぐまち」や「武家屋敷」では鯉が泳ぎ、「浜の川湧水」や「舞岳源水」など、今も市民の生活用水や飲料水として利用されるなど、歴史を散策するとともに、水の郷としての風情を堪能できるまちであります。

さらには新市では、雲仙普賢岳の裾野に広がる豊かな大地や有明海を利用して、第一次産業が盛んであり、中でも農業については県内の農業産出額の一割を占めるなど県下有数の農業地帯としても有名で、これらの豊かな資源を利活用した地域産業が幅広く展開されています。

今後、新市の将来像である「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原」の実現に向け、それぞれの地域の特性を活かし、将来に希望が抱ける素晴らしいふるさと「島原市」づくりに取り組んでまいります。

